

昭和45年12月18日

通商産業局長 腹

通商産業省公益事業局長

ガス事業法の運用について

ガス事業法の運用(従前の公益事業局長通達の廃止等「輸送導管」の解釈ガス主任技術者の選任に関する特例承認の基準および総発熱量が11,000キロカロリー毎立方メートルをこえるガスの熱量測定の方法)について、次のとおり定めましたので通知します。

運用に当っては、遺憾のないよう措置して下さい。

1. 従前の公益事業局長通達の廃止等について

(1) 次の通達は廃止する。

(1) 昭和30年8月13日付け30公局第816号「設備変更許可申請書の記載事項について」

て」

(2) 昭和32年8月15日付け32公局第818号「硬質塩化ビニール管およびポリエチレン管の工事方法について」

(4) 昭和35年3月16日付け35公局第135号「中毒事故に関する業務について」

(5) 昭和35年10月3日付け35公局第4523号「極限の委任について」

(6) 昭和40年2月23日付け40公局第131号「導管の材質の基準等について」

(2) 昭和34年6月16日付け公局第436号「液化石油ガス(L·P·G)によるガス事業について」の通達中第2項の第2号から第5号まで、第8号および第9号の規定は、今後とも、ガス工作物の許可、工事計画の認可、供給規程の認可等の審査基準として活用するものとし、その他の規程は廃止するものとする。

(3) 昭和43年12月25日付け43公局第605号「ガス工作物に関するばい煙および騒音の規制について」の取扱いについては、別途通達するものとする。

2. 「輸送導管」の解釈について

ガス事業法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1号の「ガスを輸送する導管」および「同一である範囲のもの」については、ガス事業法(以下「法」という。)第4条の趣旨にかかるが、次のように解するものとする。

なお、規則第3条第1号の「製造所」には、特定製造所は、含まないものとする。

- (1) 「ガスを輸送する導管」とは、製造所、または、事業場の外に送出するガスの供給を受ける事業場から当該製造所、または、事業場の外に送出するガスの総量の10パーセント以上の量のガスを送出する能力を有する導管をいうものとする。
- (2) 「同一である範囲のもの」には、同一の機能を有する導管についてはその内径、または、ガスの圧力が当該導管の始点における内径、またはガスの圧力をこえるような場合も含めるものとする。

3. ガス主任技術者の選任に関する特例承認の基準について

規則第44条第2項ただし書の規定によるガス主任技術者の選任に関する承認は、当面、次の場合に行うものとする。

次の場合以外の場合であって、承認することが特に必要な特別の理由があるときには、当局と協議のうえ承認の適否を決めるものとする。

- (1) ガスホルダーを有する供給所のガス主任技術者として、その供給所に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適合する場合
 - 一、そのガスホルダーを有する供給所は、遠隔監視および遠隔操作が同一の場所において可能な供給所であること。
 - 二、そのガスホルダーを有する供給所は、当該ガス事業者の組織する事故時緊急出動体制内にであること。
- (2) (1)の供給所以外の事業場のガス主任技術者として、その事業場に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適合する場合
 - 一、その事業場に、その事業場のガス工作物の保安を確保するに足りる知識および技能を有し、かつガス主任技術者の業務を行わせることができる者が駐在すること。
 - 二、当該事業者の内部組織上、その事業場を管理する上部組織にガス主任技術者がおり、かつ、そのガス主任技術者がその事業場に係る事業区域内に駐在すること。
 - 三、同一の場所に存する製造所および導管を管理する事業所を1人のガス主任技術者が兼務する場合であって、次の各号に適合する場合
 - 一、その製造所および導管を管理する事業場のそれぞれのガス工作物の工事、維持および運用に関する保安の業務について、あらかじめガス主任技術者の代理者が定められていること

と。

二、業務しようとするガス主任技術者は、当該事業者の内部組織上、その製造所および導管を管理する事業場のガス工作物に関する保安の業務を監督することができる立場にあること。

(4) 製造所(特定製造所を除く)ガスホールダーを有する供給所、または導管を管理する事業場に選任されている甲種ガス主任技術者が規則第44条第3項の告示で定める範囲内において、特定製造所のガス主任技術者を兼務する場合

4. 総発熱量が11,000キロカロリー毎立方メートルをこえるガスの熱量測定の方法について通商産業省告示第634号第1号の「イに準じた方法」については、次のとおり運用するものとする。

(1) 日本工業規格JISK2303によること。ただしこの場合において使用する熱量計の試料ガス燃焼用ノズルには、口径0.8ミリメートルのものを装着したものであること。

(2) なお、日本工業規格JISK2303において「参考」として規定されている、いわゆる、希釈法も「イに準じた方法」ではあるが、この方法は、技術および経費の面を考慮すると、必ずしも適当な方法ではないので、今後、新たにこの方法によって測定を開始する場合には、これにて代えて、(1)の方法を採用するよう指導すること。